

税の申告が始まります

書類の準備をお願いします

ことしも例年どおり町県民税兼国民健康保険税と所得税の申告が始まります。各所得控除を受けようとする方は、領収書などの書類を準備してください。

▽東日本大震災による雑損控除

昨年の申告において雑損控除の申告を行い翌年以降に繰り越される損失額がある方や、昨年の申告において損失申告を行い翌年以降に繰り越される損失額があ

る方は、申告期間中に確定申告をする必要があります。昨年の申告で渡された「第4表平成23年分所得税の確定申告書（損失申告用）」を持参してください。また、昨年の申告後に税務署による申告の更正で損失額が変更になっている場合は、税務署から送付された更正後の資料を持参してください。

▽住宅借入金等特別控除の特例

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が、震災により居住することができなくなった場合でも、控除対象期間の残りの期間について、引き続きこの控除の適用を受けることができますので、忘れずに申告してください。

▽生命保険料控除

今回から生命保険料控除額の改正により、新契約（平成24年1月1日以降の保険契約締結）と旧契約（平成23年12月31日以前の保険契約締結）の控除証明書がありますので、保険会社などから送付された控除証明書を全て持参してください。

▽医療費控除

自分や家族のために支払った医療費のうち、一定額を所得金額から控除することができます。医療機関や薬局の領収書を受診者ごとに整理して、持参してください。

▽社会保険料控除

自分や自分と生計を一にする家族の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等、介護保険料などは、その全額を所得金額から控除することができます。ただし、年金から天引きされている国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の所得からは控除できません。



平成25年度町・県民税 簡易申告制度のご利用を

町では町・県民税の申告について、次の日程で簡易申告を受け付けます。該当すると思われる方には申告書を1月中旬にお送りしますので、必要書類と印鑑を持参し申告してください。なお、所得税を源泉徴収されている方は簡易申告できません。

◆該当する人 昨年1年間（平成24年1月1日から12月31日まで）の収入が次の場合です。

- ・給与だけの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
- ・公的年金等だけの場合
65歳以上…年金収入の合計が148万円以下の人
65歳未満…年金収入の合計が98万円以下の人
- ・公的年金等と給与の場合
65歳以上…年金が120万円以下で給与が65万円以下の人
65歳未満…年金が70万円以下で給与が65万円以下の人

※年齢は平成25年1月1日現在です。税金の計算の対象になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含みません。

◆簡易申告の受付日程

期 日	場 所	時 間
1月25日(金)	豊間根生活改善センター	午前9時 ～午後3時
1月28日(月)	船越防災センター	
1月29日(火) ～30日(水)	役場町民ホール（1階）	

※簡易申告書を郵送で提出する場合には、2月1日までに町税務課へお送りください。

◎所得の無い人なども申告が必要です

昨年1年間まったく所得が無かった人や、所得が少なく所得税や町民税・県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額の算定▶所得証明や課税証明などの交付▶町営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定——のため簡易申告が必要です。なお、申告しなかった場合には国民健康保険税の軽減措置を受けることができなくなります。

◆問い合わせ 町税務課町民税係（☎82-3111内線111）へどうぞ。

固定資産税についてのお知らせ

償却資産を所有する方は 申告書の提出を忘れずに

固定資産税の算出の基になる償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。対象となる資産は、事業に使用する機械などです。これまで申告のあった方には通知書を送付していますが、通知書が届いていない方や新たに事業を開始し初めて申告する方には、申告の用紙をお送りしますのでご連絡ください。

なお、廃業や転出された方も申告の必要がありますのでご注意ください。

償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産は、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産で、土地および家屋以外の事業のために用いることができる次のような有形減価償却資産です。

▷課税の対象となる償却資産 構築物（建物以外の構造物）、機械および装置、船舶、車両および運搬具（自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除きます）、工具および備品など

申告が必要な方

平成25年1月1日現在、町内に事業のために用いることができる償却資産を所有している方です。

なお、申告書は資産の増減のない方、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方も提出してください。

提出する書類

▷前年度以前に申告された方…増減申告（町から送付された平成24年1月1日現在の償却資産一覧表を参照し、増減資産を記入してください）

▷初めて申告する方…全資産申告（すべての償却資産を申告してください）

▷廃業または転出された方…申告書に「廃業」「転出」などを記入のうえ提出してください。

震災により代替取得等となった償却資産の特例

震災により滅失、損壊した償却資産の所有者などが代替償却資産を取得、または改良した場合には、課税標準額を2分の1として税額を計算する特例が、取得または改良後4年度分にわたり受けられます。

申告期限

平成25年1月31日(木)

土地や家屋の所有者が亡くなった場合

納税の代表者の届け出を

土地や家屋の所有者が亡くなった場合は、相続登記が完了するまでの間の固定資産税について、納税の代表者を定めなければなりません。「相続人代表者指定届」により納税の代表となる方を決め、町税務課へ提出してください。一定期間が過ぎても届け出が無い場合は、町で任意に相続人代表者を指定することがあります。

なお、この届け出を行うことで、相続登記が完了するものではありませんのでご注意ください。

◆提出先・問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113、114）へどうぞ。



昨年度の申告の様子

◆問い合わせ 町税務課町民係（☎82-3111内線111）へどうぞ。

国民年金保険料等については、国民年金保険料から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要となります。また、国民健康保険税については1月中旬に「年間納付額のお知らせ」を送付しますので、合わせてご準備ください。

パソコンで申告 ご利用ください

自宅からインターネットを利用して申告、申請・届け出などができる「e-TAX」をご利用ください。

確定申告をe-TAXで行うと、
▶最高3,000円の税額控除▶添付書類の提出省略▶還付金がスピーディー——などの利点があります。

▷手続きの手順

- ①住基カードを町民課窓口で取得
- ②電子証明書を町民課窓口で取得
- ③パソコンとICカードリーダーを準備する
- ④国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) へアクセス
- ⑤e-TAXの利用開始届出書を提出（送信）
- ⑥電子証明書の初期登録を行う
- ⑦申告書の入力をし、送信して終了